

国別技能評価システムの概要  
(技能評価システム移転促進事業)

更新日：平成 30 年 11 月 26 日  
株式会社 J T B

国名	タイ	
所管政府機関	Department of Skill Development (DSD), Ministry of Labour 労働省技能開発局	
キー パーソン	責任者	Mr. Suthi Sukosol
	連絡窓口	Mrs. Tawin Phiumphenansin, Deputy Director General Ms. Prommongkol Wongboonfoo, Director of International Cooperation Division
技能評価制度	<p>日本政府の無償資金協力・技術協力によるコンケン職業訓練センター(1978)、ウボンラチャタニ職業訓練センター(1985)をはじめとする各国や国際機関の援助により、内務省技能開発局の下、東南アジアとしては早くから職業訓練制度や機関が整備された。現在、DSD が直轄運営する 12 の地域技能開発センターと、県が運営する 66 の職業訓練校において就職前養成訓練プログラム、在職者技能向上訓練プログラムなどを実施している。Samutprakarn 県にある地域技能開発センターに、2015 年、官民合同で自動車関係の人材育成を行うプログラム(AHRDA) が整備され、活動を開始した。</p> <p>国家技能標準試験は、技能開発促進法(2002 年)に基づき、DSD が実施している。国家技能標準 240 職種(2018 年 10 月 19 日現在)が承認され、初級のレベル 1 から上級のレベル 3 までとなっている(一部の職種はレベル 1 又はレベル 2 までの整備)。自動車塗装工、自動車板金工、パイプ溶接、金型製作、CAD、旋盤加工、CNC 旋盤、電気設備工、エアコン工などの製造業系の技能の他、建設関係、サービス関係の技能標準が整備されている。</p> <p>タイにおける技能競技大会は、国レベルの技能競技大会が隔年で行われ、ASEAN 技能競技大会の予選ともなっている。また、これらの競技大会で優秀な成績を残した選手については、世界技能競技大会に出場しており、職種により世界大会で金メダルを獲得する水準に達している。</p>	
実施体制	<p>国家技能標準試験は、技能評価センターが実施することとされており、全国の技能開発センター、職業訓練校のほか、DSD が認めた企業や専門学校等の機関で実施されている。実際の試験の実施頻度は、受検ニーズにより不定期に実施される。ただし、内装電気工、溶接、機械加工など、ニーズの高い職種については、定期的実施されている。</p>	

試験概要	<p>技能開発促進法（2002年）により職種ごとに国家技能標準が定められ、3つの等級ごとに詳述されている。試験問題、評価者などの認定は、職種及び等級ごとに個々に行われており、必ずしもすべての等級について整備されているわけではない。</p> <p>技能評価試験対象職種：2018年現在で、240職種である。</p> <p>&lt;DSDのWEBサイトで職種名一覧のリンクを&gt;  検定試験のレベル  基礎（レベル1）：基礎レベルであり、自力で作業がこなせる  中級（レベル2）：自力で作業を理解し進められる  高度（レベル3）：独自に作業ができ、後輩の指導ができる</p>
業界団体	FTI（Federation of Thai Industries） <a href="http://www.fti.or.th">http://www.fti.or.th</a>
キー パーソン	Mr Thavorn Chalassathien, Vice Chairman
SESPP 事業の状況	<p>これまでに実施した職種は、電工、商業配線、機械組立仕上げ、旋盤、配管、シーケンス制御、情報配線施工、電子機器組立てなどがある。</p> <p>2017年度はシーケンス制御2級技能評価者講習・技能評価トライアルを2回実施。14名が受検し3名合格した。</p> <p>2018年度は、現地活動を行っていない。</p>
システム普及に向けた動き	<p>国家技能標準試験は、タイ政府が独自に整備した制度であるが、過去の職業訓練センターやカリキュラム整備などの日本からの協力支援実績を活用しているため、日本の技能検定と互換性が高い特徴がある。</p> <p>また、近年の工場自動化などによりニーズが高まっているシーケンス制御作業（電気機器組立て職種）については、本事業での評価者講習等の実績及びJICA事業の協力を踏まえ、2018年1月に技能評価基準が定められたところである。レベル1については、2018年7月までに学科・実技試験問題や評価者の認定が行われており、受検者を募集する段階にある。レベル2については、評価者養成訓練を行っているところであり、DSDによれば、2019年初めの実施を予定しているとのこと。</p>
政策面での動き	<p>2014年の技能開発促進法改正に伴い、国家技能標準試験合格者に対して経験・人物評価を行い有期のライセンスが付与されることとなった。現在、内装電気工職種においては、ライセンスがなければ業務を行うことができないとされ、国家技能標準試験で受検者が特に多い。</p> <p>また、最低賃金関連の政策において、自動車板金工、エアコン技師、大工、左官工など一部職種の国家技能標準試験合格者に対しては、一般の最低賃金より高い技能別最低賃金の適用が求められている。</p> <p>2011年に首相府の下で設置された職業能力評価機構（TPQI）は、National Qualification Frameworkに基づき、国家技能標準に含まれない専門職資格の認証を始めた。ASEAN Qualification Frameworkに基づき行っている活動であるが、運営状況及び普及定着の状況については、確認中である。</p>